

# 税だより



受け取ることができます。

## 減免の要件

- 身体障がい者または戦傷病者が所  
有している軽自動車等で、自分で  
運転していること。
- 身体障がい者、戦傷病者、精神障  
がい者または、知的障がい者が所  
有している軽自動車等で、その人  
と生計を一にする人が運転してい  
ること。

## 軽自動車税（種別割）・自動車税 (種別割) の納税をお忘れなく

5月31日（月）は、軽自動車税（種  
別割）、自動車税（種別割）の納付期  
限です。4月1日現在、自動車をお  
持ちの方に納税通知書をお送りしま  
すので、通知書に記載の納付場所で  
納めてください。なお、納税には便  
利で安全な口座振替をご利用くださ  
い。

### 問合せ先

△ 軽自動車税（種別割）  
税務課 固定資産グループ  
95-11113  
愛知県東尾張県税事務所  
0568-81-3139

## 軽自動車税（種別割）の减免

大口町では納税者の方の申請によ  
り、軽自動車税（種別割）の减免を受  
けることができる場合があります。

- 減免は、障がい者等1人につき1  
台です。自動車税（種別割）の減  
免を受けている方は該当しません。
- 「生計を一にする」とは、日常生活  
の資を共にしていることをいい、  
必ずしも同一家庭に同居している  
かどうかは問い合わせません。
- 障がいの程度によっては减免を受  
けることができない場合がありま  
す。

す。

## 手続きに必要なもの

- ▽ 障害者手帳等
- ▽ 運転する方の免許証
- ▽ 車検証
- ▽ 納付書（納付前のもの）
- ▽ マイナンバーカードもしくは番号  
確認書類

※ 減免を受ける方は、5月25日（火）  
までに申請をしてください。

## 税に関する手続き

△ 家屋を取り壊したら  
登記あり家屋 法務局（春日井市）  
で滅失登記をしてください。  
△ 自動車等を廃車・譲渡したら  
登記なし家屋 役場税務課で取り壊  
し届を提出してください。

△ 原動機付自転車および小型特殊自動車  
ナンバー・プレート・標識交付証明  
書を持参し、役場税務課で手続き

## 注意点

- その人と生計を一にする人が所有  
している軽自動車等で、その障が  
い者のために運転していること。
- 身体障がい者、戦傷病者、精神障  
がい者または、知的障がい者のみ  
で構成される世帯で、常時介護し  
ている人が、その障がい者の所有  
する軽自動車等で、その人のため  
に運転していること。

△ 軽自動車等を購入したら  
原動機付自転車および小型特殊自動車  
販売証明書または譲渡証明書を持  
参し、15日以内に役場税務課で手  
続きをしてください。

- 住所など申告事項に変更があつた  
場合も手続きをしてください。
- ▽ 原動機付自転車および小型特殊自  
動車以外の手続き場所

三輪および四輪以上の軽自動車  
軽自動車検査協会愛知主管事務所

二輪小型自動車・普通自動車  
小牧支所

二輪自動車（126ccから250cc）  
愛知県軽自動車協会小牧分室  
中部運輸局愛知運輸支局 小牧自  
動車検査登録事務所

※ 車両ごとに異なります。

## 家屋調査にご協力を

1月20日以降に完成（新築・増築）  
した物件については、令和4年4月  
から固定資産税の課税対象となるた  
め、今年6月から家屋調査をおこな  
います。

### 問合せ先

△ 税務課 固定資産グループ  
95-11113

### 問合せ先

△ 税務課 固定資産グループ  
95-11113